

(11) 電線類の地中化

① 経緯

平成15年度までの「新電線類地中化計画」に引き続き、電線類地中化検討会議において、平成16年度以降の次期5ヶ年計画である『無電柱化推進計画』を平成16年4月に策定。

都市景観や防災性の向上、安全で快適な通行空間の確保、歴史的街並みの保全等を図るため、これまでの幹線道路だけでなく歴史的街並み保存地区、良好な都市・住環境を形成すべき地区等の主要な非幹線道路も含め、無電柱化を面的に推進。

② 電線類地中化の実績・計画

電線類地中化の実績・計画

計 画	電線類地中化計画			新電線類地中化計画	無電柱化推進計画
	第一期	第二期	第三期		
計画期間	昭和61年度 ～ 平成2年度	平成3年度 ～ 平成6年度	平成7年度 ～ 平成10年度	平成11年度 ～ 平成15年度	平成16年度 ～ 平成20年度
整備延長	約1,000km (実績)	約1,000km (実績)	約1,400km (実績)	約2,100km (実績)	約3,000km (計画)

③ 無電柱化推進計画

ポイント

- コスト縮減を図り、無電柱化を推進するため、都市部のバイパス事業、街路事業やバリアフリー化事業等と電線共同溝等の原則同時施工や、浅くコンパクトに埋設する方式（浅層埋設方式）の標準化等に積極的に取り組む。
- まちなかの幹線道路に加え、新たに歴史的街並みを保全すべき地区、良好な都市・住環境を形成すべき地区等の主要な非幹線道路においても電線共同溝方式による無電柱化に着手し、面的な整備を推進。
 - 【面的な整備対象地区】
 - ・重要伝統的建造物群保存地区等
 - ・バリアフリー重点整備地区
 - ・既成市街地等の区画整理事業地区等 など
- 市街地の幹線道路^{*1}の無電柱化率を9% (H15) → 17% (H20)に向上。
- 政令指定都市、道府県庁所在地等の主要都市において、まちの顔となる道路^{*2}の無電柱化率を48% (H15) → 58% (H20)に向上。

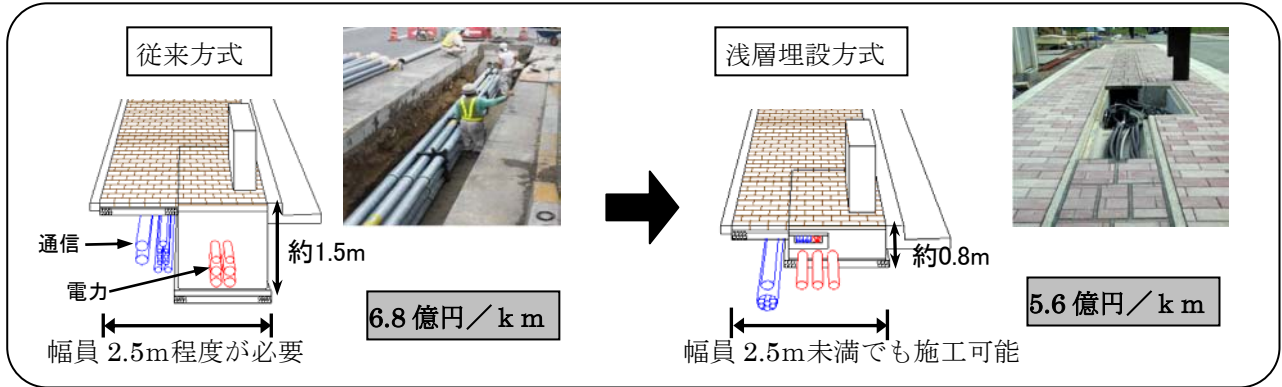
※1 都市計画法における市街化区域及び市街化区域が定められていない人口10万人以上の都市における用途地域内の一般国道及び都道府県道

※2 商業地域内の国道、都道府県道及び4車線以上の市町村道

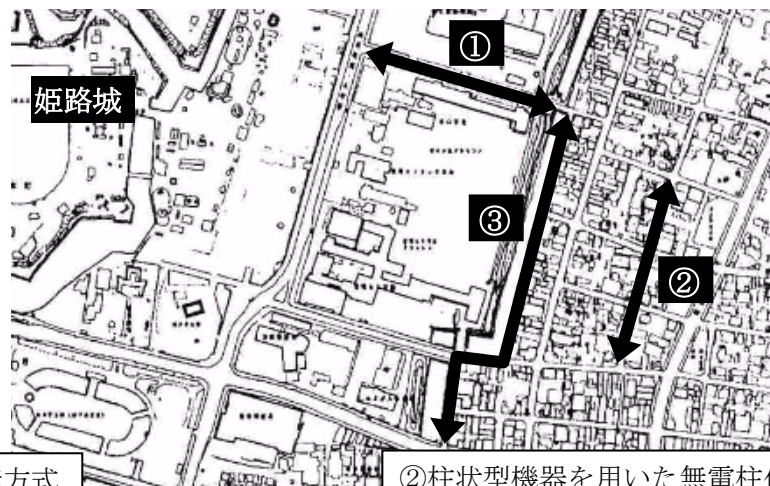
○コスト削減の取り組み

さらなる簡便でコスト削減が可能な無電柱化の手段として以下の方針で実施

- ① バイパス事業、街路事業等と原則同時施工
- ② 従来よりコンパクトで簡便な浅層埋設方式を標準化
- ③ 既存の地中管路について電線共同溝の一部として活用
- ④ 地中化以外の無電柱化手法の導入（軒下配線・裏配線の導入）



《歴史的な町割やみちすじ等において、面的な整備を行った地区》
（姫路城周辺地区）



①電線共同溝方式



②柱状型機器を用いた無電柱化



③裏配線

